# 令和8(2026)年度 栃木県医師修学資金貸与事業の手引き 【慶應義塾大学医学部における栃木県地域枠】

令和7(2025)年6月作成

※この手引きには、修学資金の貸与内容や大学卒業後の勤務条件(返還免除の要件)など、栃木県地域枠に関する重要事項を記載しています。

また、本手引きの内容が貸与契約の条件の一部となりますので、慶應義塾大学医学部栃木県地域枠入学試験を受験される方は、必ずお読みください。

栃木県 保健福祉部 医療政策課 (とちぎ地域医療支援センター)

## 目次

1	庱	<b>憂應義塾大学医学部における「栃木県地域枠」の概要</b>	1
2	貨	貸与について	1
	(1)	貸与対象者	1
	(2)	貸与金額	1
	(3)	貸与期間	1
	(4)	貸与手続	1
	(5)	貸与の中止	1
	(6)	貸与契約の解除	1
	(7)	貸与に関するQ&A	2
3	J	て学在学中について	2
4		て学卒業後について	
	(1)	初期臨床研修	2
		公的医療機関等における勤務	
		勤務先	
		( <b>進事期間終了後</b>	
		公的医療機関等における勤務に関するQ&A	
5	, ,		
		返還の一部免除	
		返還	
	, ,	返還の猶予	
		返還に関するQ&A	
6		是出書類一覧	
	•	E四自然 鬼	9

#### 1 慶應義塾大学医学部における「栃木県地域枠」の概要

慶應義塾大学医学部栃木県地域枠は、地域の医師不足に対応するため、将来、栃木県の地域医療に 貢献しようとする志を持った学生を選抜すること及び栃木県内の医療・医学の更なる充実・進歩に向 けて、高度医療を実践し、医学研究を牽引する「ハイレベル」な人材を確保することを目的としてい ます。慶應義塾大学医学部における「栃木県地域枠」入学者に対しては、修学資金として授業料及び 入学金に相当する額の一部を貸与し、大学卒業後、県内の公的医療機関等において医師として一定期 間業務に従事するとその返還の債務が免除されます。

#### 2 貸与について

#### (1) 貸与対象者

慶應義塾大学医学部(栃木県地域枠)に在学する学生で、将来県内の公的医療機関等において医師として医療に従事することを確約できる者

令和8 (2026) 年度募集人員: 1名

#### (2) 貸与金額

入学金を含む学費相当分(6年間で2,200万円)

#### (3) 貸与期間

原則、貸与決定の年の4月から大学を卒業する日の属する月まで

#### (4) 貸与手続

入学時に、栃木県知事宛てに貸与申請の手続を行います。その際、連帯保証人(独立の生計を営む者)2名が必要となります。その後、本県から貸与の決定が通知されることにより修学資金貸与の契約を結びます。

なお、貸与の手続は、年度ごとに行います。 2 学年次以降は、継続貸与の手続の一環として面接を行い、近況、学業成績や今後の計画等を確認しますが、特別な事情がない限り、原則として卒業まで継続して貸与します。ただし、学業成績及び健康状態等から卒業が難しいと思われる場合などは、貸与されない可能性もあります。

#### (5) 貸与の中止

貸与期間中に、大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間に係る修学資金の貸与を中止し、復学したときに貸与を再開します。

#### (6) 貸与契約の解除

次のいずれかに該当する場合には、貸与契約が解除されます。貸与契約を解除されたときは、貸 与を受けた額に年10%の割合で計算した利息を加えて一括返還していただくこととなります。

- ① 死亡したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 心身の故障のため、引き続き、大学医学課程に在学する見込みがなくなったとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ その他条例及び規則に定められた貸与の条件に違反したとき。(卒業後、医師国家試験に2年連続不

合格となった場合など)

⑥ その他貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

#### (7) 貸与に関するQ&A

#### Q 1 栃木県医師修学資金と併用して他の奨学金の貸与を受けても構いませんか?

栃木県医師修学資金のように、返還免除等の要件として特定の地域や医療機関での就労が必要となる奨学金でなければ、併用は可能です。

#### Q2 大学を留年した場合にも、継続して貸与を受けられますか?

大学の正規の修業年限の範囲内(最短の修業年限ではありません。)であれば、通常の継続貸与と同様の手続を経て、貸与を継続します。ただし、学業成績や健康状態等から卒業が難しいと思われる場合などは、貸与されない可能性もあります。

なお、返還の免除を受けるためには、留年期間も含めた総貸与期間の1.5倍の期間(いわゆる 義務年限期間)、県の指定する公的医療機関等で業務に従事することが必要です。

#### 3 大学在学中について

大学在学中には、継続貸与手続の一環として(2学年次以上を対象に)毎年度4月頃に面接を行い、 近況、学業成績や今後の計画等を確認します。この際、大学から前年度の成績について情報提供して もらいます。

また、毎年、地域医療についての理解を深めるため、キャリア形成卒前支援プランに基づく地域医療ワークショップなど、地域枠学生向けの行事に参加していただきます。

#### 4 大学卒業後について

大学を卒業し、医師免許を取得した後、貸与を受けた期間の2倍の期間に2年を加えた期間が経過するまでに、貸与を受けた期間の1.5倍の期間(初期臨床研修期間を含む)、県が指定する県内の公的医療機関等において、医師として業務に従事していただきます。

#### (1) 初期臨床研修

初期臨床研修は、県内の初期臨床研修病院で受けていただきます。

#### (2) 公的医療機関等における勤務

初期臨床研修修了後は、県が指定する県内の公的医療機関等で、医師として業務に従事していただきます。

#### ① 勤務先

勤務先となる公的医療機関等とは、医療法第31条に規定する公的医療機関及びこれに準ずるものとして県の規則で定めるものをいいます。令和7 (2025) 年4月時点における対象医療機関を例示すると以下のとおりとなりますが、今後の情勢を踏まえ、変更する場合があります。

#### 例1)公的医療機関

- · 済生会宇都宮病院(宇都宮市)
- · 栃木県立岡本台病院(宇都宮市)
- ・栃木県立がんセンター(宇都宮市)
- ・栃木県立リハビリテーションセンター (宇都宮市)
- · 上都賀総合病院(鹿沼市)
- 芳賀赤十字病院(真岡市)

- 新小山市民病院(小山市)
- ·那須赤十字病院(大田原市)
- ·那須南病院(那須烏山市)
- · 足利赤十字病院(足利市)
- 佐野厚生総合病院(佐野市)
- 例2)公的医療機関に準じるもの(災害拠点病院、へき地医療拠点病院又は地域医療支援病院)

・上記のほか、佐野市、日光市及び那須烏山市立の診療所も公的医療機関に該当します。

- ・国立病院機構栃木医療センター(宇都宮市)
- · 国立病院機構宇都宮病院(宇都宮市)
- ・地域医療機能推進機構うつのみや病院(宇都宮市)
- ・獨協医科大学日光医療センター(日光市)
- · 日光市民病院(日光市)

- 自治医科大学附属病院(下野市)
- ·獨協医科大学病院(下都賀郡壬生町)
- ・とちぎメディカルセンターしもつが(栃木市)
- •国際医療福祉大学塩谷病院(矢板市)
- 佐野市民病院(佐野市)

#### ② 栃木県キャリア形成プログラム等の適用

栃木県地域枠入学者には、大学に在学している期間は「栃木県キャリア形成卒前支援プラン」 が、大学卒業後には「栃木県キャリア形成プログラム」が適用されることとなります。

#### ア キャリア形成卒前支援プラン

キャリア形成卒前支援プランは、地域枠入学者などが、大学在学中から地域医療に関する意識の涵養を図り、将来地域医療に従事する際の具体的なキャリアを描けるよう支援をすることを目的として、都道府県が作成するものです。具体的な内容は県ホームページで確認してください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/ishikakuho/documents/career\_sotsuzen\_pran.pdf

#### イ キャリア形成プログラム

キャリア形成プログラムは、医師の地域偏在・診療科偏在の解消と派遣される医師の能力開発・向上の両立を図ることを目的として、都道府県が策定するものです。「栃木県キャリア形成プログラム」では、地域医療に従事しながら、専門研修を行うことができるよう配慮することとしていますが、具体的な内容は、県ホームページで確認してください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/ishikakuho/careerprogram.html

#### (参考) 卒後のイメージ

※6年間修学資金の貸与を受け、猶予期間14年間(貸与期間6年×2+2)のうち、県内公的医療機関等で9年間 (貸与期間6年×1.5) 従事する場合の例

※このイメージは基本パターンであり、医師不足の状況や育児等の個人事情によっては、これによらない場合もあります。

#### ①栃木県内の公的医療機関等のみで勤務

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
2年間	臨床研修	(診療	4年間 地域医療に従事					
	県内 基幹施設・連携施設(公的医療機関等) 初期臨床研修病院 をローテート				公的医療	療機関等	公的医療	<b>寮機関等</b>

#### ②県外で専門研修等履修

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
県	県内 県外 県内		県内		県外	県内				
2年間	2年間 臨床研修 (診療科によっては4年間)					地域医療 É事	研修等	3年間 地域医療に従事		
初期臨	内 床研修 院		・連携施設 等)をローラ		公的医療	紧機関等	県外大学 病院等	公的	的医療機関	事等

#### ③学位取得·留学等

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	
県	·内	県外	県	内		県外・海外				県内				
	引 臨床 修		E間 専門の 科によって 間)		大学院・留学等					5年間	地域医療	景に従事		
初期距	内 塩床研 病院		設・連携が 機関等) テート			県外医療	療機関等			公的	<b>う医療機</b> [	関等		

#### (3) 従事期間終了後

公的医療機関等における従事期間が、返還免除に必要な期間に達したときは、県に修学資金返還 免除申請書を提出し、県から返還免除の決定が通知されることにより、修学資金の返還が全額免除 されます。

#### (4) 公的医療機関等における勤務に関するQ&A

#### Q 1 地域で勤務するに当たり、特に求められる診療科はありますか?

地域医療に特に関係の深い診療科としては、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科、救急科及び総合診療科の8科が挙げられます。

また、医師の働き方改革が進む中で地域医療を確保していく観点から、救急を含むプライマリケア等への対応も求められています。

#### Q2 選択できる診療科に制限はありますか?

診療科の選択は自由ですが、いわゆるマイナー科 (Q1以外の診療科)にあっては、以下の 2点の観点から、その選択に一定の制限がかかることもありますので御留意ください。

- ①当該診療科の医師として勤務できる県内の公的医療機関等があるか。
- ②県外での専門研修履修が必要な場合において、返還猶予期間内に通算して所定の期間(貸 与期間の1.5倍の期間)を指定された公的医療機関等で勤務できるか。

#### Q3 出産や育児その他の休業等は可能ですか?

取得可能です。産前産後休暇は勤務期間に含まれますが、育児休業その他の休業等は勤務期間から除外されます。ただし、貸与金の返還免除のためには、貸与期間の2倍に2年を加えた期間の内に、指定された公的医療機関等における勤務期間が、育児休業その他の休業等の前後の勤務期間を通算して所定の期間(貸与期間の1.5倍の期間)に達する必要があります。

### Q4 公的医療機関等における勤務を一時中断し、大学院への進学、県外医療機関での研修・勤務 や海外留学を行うことはできますか?

可能です。ただし、貸与金の返還免除のためには、貸与期間の2倍に2年を加えた期間の内に、指定された公的医療機関等における勤務期間が大学院への進学等の前後の期間を通算して所定の期間(貸与期間の1.5倍の期間)に達する必要があります。

#### 5 返還について(返還免除、返還猶予)

県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間が、修学資金の貸与期間の2倍に2年を加えた期間が経過するまでに、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間(初期臨床研修期間を含む。)に達したときは、修学資金の返還の債務の全部が免除されます。

#### (1) 返還の全額免除

次のいずれかに該当したときは、修学資金の返還の債務の全部を免除します。

- ア 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間が、修学資金の貸与期間の1.5 倍の期間(初期臨床研修期間を含む。)に達したとき。
- イ 県内の公的医療機関等に医師として業務に従事している期間中に、業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

#### (2) 返還の一部免除

- ア 県内の公的医療機関等において医師として業務に従事した期間が、修学資金の貸与期間の1.5 倍の期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、修学資金の返還の債務の一部が免除される場 合があります。
- イ 死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難と認められるときは、貸与を受けた修学資金の返還の債務の全部又は一部が免除される場合があります。

#### (3) 返還

貸与契約が解除されたとき又は貸与期間が満了したときは、修学資金を一括して返還しなければなりません。ただし、返還の猶予を受けている間は、返還の必要はありません。返還の猶予に該当する事由は、「(4)返還の猶予」に示すとおりです。

修学資金の返還に当たっては、貸与を受けた額に、貸与を受けた日から大学を卒業する日の属する月の末日までの期間に応じ年10%の割合で計算した利息が加算されます。

また、修学資金の返還の必要が生じた場合において、返還期日までにこれを返還しなかったときは、延滞金(年14.6%)を支払わなければなりません。

#### (4) 返還の猶予

返還の事由が生じた場合において、一定の期間、返還が猶予されます。主な返還猶予の事由は、 次のとおりです(該当事由ごとに、返還猶予を受ける手続が必要です)。

事 由	猶予期間
大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内(当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあっては、1年1月以内)に、臨床研修病院等で臨床研修を受けている場合	卒業してから臨床研修を修了する 日までの期間
臨床研修を修了した日の翌日から起算して1月以内に、医師として県が指定する公的医療機関等に勤務した場合	修学資金貸与期間の2倍に2年を 加えた期間
災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難と認められる場合	知事が適当と認める期間

#### (5) 返還に関するQ&A

#### Q 1 医師国家試験に合格できなかった場合、修学資金を一括返還しなければなりませんか?

大学を卒業する年の国家試験に合格できなかった場合であっても、その翌年の国家試験に合格すれば、一括返還の必要はありません(卒業してから臨床研修を開始するまでの1年間について返還猶予が受けられます)。

なお、大学を卒業する年の翌年の国家試験に合格できない場合は、貸与を受けた額に、貸与を受けた日から大学を卒業する日の属する月の末日までの期間に応じ年10%の割合で計算した利息を加えて一括返還していただくことになります。

Q2 返還猶予事由にある「災害、病気その他やむを得ない理由」とはどのようなケースですか? 災害や病気により、業務に従事できないとして休職する場合や、育児休業などが考えられま すが、事例ごとに個別に判断することになります。

なお、これらの事由で猶予を受けている期間は、返還免除に必要な、公的医療機関等において業務に従事した期間には算入されません。

Q3 貸与契約を解除し、修学資金を返還した場合、一般枠の学生と同様の扱いとなりますか?

地域枠は、地域の医師不足に対応するために一般枠とは別枠で入学者を選抜するものです。 そのため、貸与期間及び義務年限期間中に修学資金を返還することは、基本的に想定されていません。また、修学資金を返還したとしても、地域枠として入学した事実は残ります。

なお、正当な理由がなく修学資金を返還(地域枠から離脱)した場合、初期臨床研修及び専 門研修の履修に当たって、一定の制限がかかる可能性がありますので御留意ください。

#### 6 提出書類一覧

(提出書類の○の数字は、栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則の別記様式番号を表します。)

#### i. 通常提出しなければならないもの

通常提出しなければならない書類については、提出時期に県から案内します。なお、下表に掲げる 以外の書類の提出を求める場合があります。

	事 例	提出書類	備考
1	修学資金の貸与申請をするとき	①修学資金等貸与申請	連帯保証人2名の印鑑証明書を添付し
	(新規)	書	てください。
		②誓約書	
		③推薦調書	
		④身上調書	
2	修学資金の継続貸与申請をすると	①修学資金等貸与申請	連帯保証人が、前年度申請時の印鑑を
	き (年度単位)	書	変更したときは、変更後の印鑑証明書
		②誓約書	を添付してください。
3	大学を卒業したとき	⑪借用証書	
4	大学卒業後1月以内に臨床研修病	12)修学資金等返還等猶	
	院等で臨床研修を受けているとき	予申請書	
5	臨床研修を修了し、又は専門研修	12)修学資金等返還等猶	
	を終えた後1月以内に公的医療機	予申請書	
	関等の業務に従事したとき		
6	全額返還免除に必要な期間、公的	13修学資金等返還等免	
	医療機関等の業務に従事したとき	除申請書	

### ii. 変更事項等がある場合は、提出しなければならないもの

変更事項等が生じた場合は、提出してください。

	事 例	提出書類	備考
1	連帯保証人を変更するとき	⑤保証人変更届	変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添
			付してください。
2	本人又は連帯保証人の住所、氏名	⑧住所(氏名)変更届	連帯保証人が印鑑を変更したときは変
	を変更したとき		更後の印鑑証明書を添付してくださ
			V,

#### iii. その他提出しなければならないもの

以下に該当する場合は、速やかに県に連絡してください。

	事 例	提出書類	備考
1	休学し、又は停学処分を受けたと	⑥退学 (休学・停学) 届	
	き		
2	復学したとき	⑦復学届	

3	退学したとき	⑥退学 (休学・停学) 届	契約を解除します。
		<b>①</b> 借用証書	
4	心身の故障のため、引き続き、大学	⑪借用証書	契約を解除します。
	医学課程に在学する見込みがなく		
	なったとき		
5	貸与期間中に修学資金の貸与を辞	⑨修学資金等貸与辞退	契約を解除します。
	退するとき	届	
		⑪借用証書	
6	契約解除後、引き続き大学医学課	⑫修学資金等返還等猶	大学医学課程に在学していることを証
	程に在学するとき	予申請書	する書類を添付してください(10日以
			内に提出)。
7	貸与期間中に本人が死亡したとき	⑩死亡届	契約を解除します。
		⑪借用証書	死亡の事実を証する書類を添付してく
			ださい。
			連帯保証人が提出してください。
8	業務従事期間中に本人が死亡した	⑩死亡届	死亡の事実を証する書類を添付してく
	とき	13修学資金等返還等免	ださい。
		除申請書(業務上の	連帯保証人が提出してください。
		理由により死亡した	
		場合のみ)	
9	貸与契約に定められた貸与の条件	⑪借用証書	契約を解除します。
	に違反したとき		
10	貸与の目的を達成する見込みがな	⑪借用証書	契約を解除します。
	くなったとき		
11	やむを得ない理由により修学資金	⑫修学資金等返還等猶	返還することが困難であることを証す
	を返還することができないとき	予申請書	る書類を添付してください(10日以内
			に提出)。

#### **栃木県医師修学資金等貸与条例**(平成17年栃木県条例第83号)

(目的)

- 第1条 この条例は、大学医学課程に在 学する学生に対し栃木県医師修学資金 (以下「修学資金」という。)を、臨床 研修病院等において臨床研修を受ける 医師に対し栃木県医師研修資金(以下 「研修資金」という。)を貸与すること により、地域における医師の確保及び 医療体制の充実を図り、もって県民の 健康の増進に資することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
  - (1) 臨床研修病院等 県内に所在する 医師法(昭和23年法律第201号)第16 条の2第1項に規定する病院(医師 法第16条の2第1項に規定する臨床 研修に関する省令(平成14年厚生労 働省令第158号)第3条第2号に規定 する協力型臨床研修病院を除く。)を いう。
  - (2) 臨床研修 医師法第16条の2第1 項に規定する臨床研修をいう。
  - (3) 専門研修 臨床研修を修了した医師の専門性に関する研修をいう。
  - (4) 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学をいう。
  - (5) 大学医学課程 大学(大学院を除く。)の医学を履修する課程をいう。
  - (6) 公的医療機関等 県内に所在する 医療法(昭和23年法律第205号)第31 条に規定する公的医療機関及びこれ に準ずるものとして規則で定めるも のをいう。

(貸与の対象)

第3条 修学資金の貸与の対象となる者 は、大学医学課程に在学する学生で、将

- 来公的医療機関等において小児科、産 科又は救急科の業務に医師として従事 しようとするものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を緊急に図るため特に必要があると認められるときは、知事が指定する大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において医師として業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することができる。
- 3 研修資金の貸与の対象となる者は、 次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 修学資金の貸与を受けた者であること。
- (2) 大学を卒業した日の翌日から起算 して1月以内(当該期間内に医師免許 を取得することができない場合に あっては、1年1月以内)に臨床研修 病院等で臨床研修を受ける者である こと。
- (3) 将来公的医療機関等において第1 項に定める業務に医師として従事し ようとする者であること。

(貸与額等)

- 第4条 修学資金の貸与の月額は、25万円 (大学に入学した日の属する月にあっては、25万円に入学金に相当する額(その額が100万円を超えるときは、100万円)を加算した額)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第二 項に規定する学生に対する修学資金の 貸与額は、知事が別に定める。
- 3 修学資金には、貸与を受けた日から 大学を卒業する日の属する月の末日 (第6条第2項の規定により結ばれた 貸与契約が第8条第1項の規定により

- 解除された場合にあっては、当該解除 の日)までの期間に応じ、当該貸与を受 けた額につき年10パーセントの割合で 計算した利息(以下「利息」という。) を付するものとする。
- 4 研修資金の貸与の月額は、25万円以 内で知事が定める額とする。
- 5 第3項の規定は、研修資金について 準用する。この場合において、同項中 「大学を卒業する日」とあるのは、「貸 与期間が満了する日」と読み替えるも のとする。

(貸与期間)

- 第5条 修学資金は、次条第2項の規定 により結ばれた貸与契約に定められた 月から大学を卒業する日の属する月ま での間、貸与するものとする。
- 2 研修資金は、次条第2項の規定により結ばれた貸与契約に定められた月から24月を限度として貸与するものとする。ただし、修学資金の貸与を受けた月数と通算して72月分を超えては貸与しないものとする。

(貸与契約等)

- 第6条 修学資金又は研修資金(以下「修 学資金等」という。)の貸与を受けよう とする者は、保証人を立て、知事に申請 しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請が あった場合において、貸与することが 適当であると認めるときは、修学資金 等を貸与する旨の契約(以下「貸与契約」 という。)を結ぶものとする。
- 3 第一項の保証人は、貸与契約の相手 方(以下「借受者」という。)と連帯し て債務を負担するものとする。

(修学資金等の総額)

第7条 知事は、貸与契約を結ぶ場合に

は、貸与契約に基づいて貸与すべき修 学資金等の総額が、予算で定める金額 を超えることとならないようにしなけ ればならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

- 第8条 知事は、借受者が修学資金等の 貸与期間中に次の各号のいずれかに該 当するに至ったときは、貸与契約を解 除するものとする。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 退学し、又は臨床研修を中止したとき。
  - (3) 心身の故障のため、引き続き、大学 医学課程に在学し、又は臨床研修を 受ける見込みがなくなったとき。
  - (4) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。
  - (5) 貸与契約に定められた貸与の条件に違反したとき。
  - (6) その他修学資金等の貸与の目的を 達成する見込みがなくなったとき。
- 2 知事は、修学資金の借受者が修学資金の貸与期間中に休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。
- 3 前項の規定は、研修資金について準用する。この場合において、同項中「休学し、又は停学の処分を受けた」とあるのは「臨床研修を休止した」と、「復学した」とあるのは「臨床研修に復帰した」と読み替えるものとする。

(返還等)

第9条 修学資金等及び利息は、前条第

1項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事の定める日までに一括して返還し、及び支払わなければならない。

(返還等の猶予)

- 第10条 知事は、次の各号のいずれかに 該当するときは、当該各号に定める期 間、修学資金等の返還の債務及び利息 の支払の債務(以下「返還等債務」とい う。)の履行を猶予することができる。
  - (1) 第3条第1項又は第2項に係る借受者が第8条第一項の規定により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る大学医学課程に在学している場合 当該解除の日から大学を卒業した日の属する月の末日までの期間
  - (2) 第3条第1項又は第2項に係る借受者が大学を卒業した日の翌日から起算して1月以内(当該期間内に医師免許を取得することができない場合にあっては、1年1月以内)に臨床研修病院等で臨床研修を受けている場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から臨床研修を修了した日の属する月の末日までの期間
  - (3) 第3条第1項又は第3項に係る借受者が臨床研修を修了した日において医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(同条第1項に定める業務に限る。)に従事する意思を有すると認められる場合 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して修学資金等の貸与期間の2倍に相当する期間に2年を加えた期間が経過する日までの期間
  - (4) 第3条第2項に係る借受者が臨床 研修を修了し、又は専門研修を終え

- た日の翌日から起算して1月以内に 医師として知事が指定する公的医療 機関等における業務に従事した場 合 当該業務に従事した日の属する 月の初日から当該業務に従事しなく なった日の属する月の末日までの期 間
- (5) 第3条第2項に係る借受者が専門 研修を受けている場合 当該専門研 修を受けている期間 (2年以内に限 る。)
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、借受者が災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金等を返還し、及び利息を支払うことが困難と認められる場合 知事が適当と認める期間(返還等の免除)
- 第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還等債務の全部を免除するものとする。
  - (1) 前条第3号に掲げる場合に該当する場合で、同号に定める期間内に医師として知事が指定する公的医療機関等における業務(第3条第1項に定める業務に係るものに限る。)に従事した期間(以下「第1号従事期間」という。)が、修学資金等の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。
  - (2) 前条第4号に掲げる場合に該当する場合で、その従事した期間に同条第2号に定める期間を加えた期間(以下「第2号従事期間」という。)が、修学資金の貸与期間の2分の3に相当する期間に達したとき。
  - (3) 第1号従事期間又は第2号従事期間(以下「従事期間」という。)中に、業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 知事は、従事期間が、修学資金等の貸 与期間の2分の3に相当する期間に満 たないときは、当該従事期間に応じ、返 還等債務の一部を免除することができ る。
- 3 知事は、借受者が、死亡、心身の故障 その他やむを得ない理由により修学資 金等を返還し、及び利息を支払うこと が困難と認められるときは、返還等債 務の全部又は一部を免除することがで きる。

(延滞利息)

第12条 借受者は、正当な理由がなくて、 修学資金等を返還すべき日までにこれ を返還しなかったときは、当該返還す べき日の翌日から返還の日までの期間 に応じ、返還すべき額につき年14.6 パーセントの割合で計算した延滞金を 支払わなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から 施行する。
- 2 研修資金は、平成18年4月1日以降 に臨床研修病院等の内科、小児科又は 産科における専門研修を新たに受ける 者から貸与する。

(栃木県保健所等医師修学資金貸与条 例の廃止)

3 栃木県保健所等医師修学資金貸与条 例(昭和41年栃木県条例第5号)は、廃 止する。

**附 則**(平成19年条例第17号) この条例は、平成19年4月1日から施 行する。 附 則(平成19年条例第52号)

この条例は、平成19年11月1日から施 行する。

附 則 (平成22年条例第10号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第8号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に栃木県医師 研修資金等貸与条例第6条第2項の規 定により栃木県医師修学資金(以下「修 学資金」という。)を貸与する旨の契約 を結んだ者の当該契約に係る修学資金 の返還の猶予及び免除については、な お従前の例による。

**附 則**(平成25年条例第41号) (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から 施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)前に改正前の栃木県医師研修 資金等貸与条例(以下「旧条例」という。) 第6条第2項の規定による栃木県医師 研修資金(以下「研修資金」という。) を貸与する旨の契約を結んだ者の当該 契約に係る研修資金の返還、返還の猶 予及び免除並びに遅延利息については、 なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の貸与の対象、貸与額並びに返還の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第28号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から 施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の栃

木県医師修学資金貸与条例第6条第2 項の規定による栃木県医師修学資金 (以下「旧修学資金」という。)を貸与 する旨の契約を結んだ者の当該契約に 係る旧修学資金の貸与の対象、貸与額 並びに返還の猶予及び免除については、 なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第15号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から 施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金 (以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の利息については、なお従前の例による。

附 則(令和3年条例第13号)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から 施行する。
- 2 この条例の施行の目前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金 (以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第12号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から 施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第6条第2項の規定による栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。

#### **栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則**(平成17年栃木県規則第67号)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、栃木県医師修学資金等貸与条例(平成17年栃木県条例第83号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。(公的医療機関等)
- 第2条 条例第2条第6号に規定する公 的医療機関に準ずるものとして規則で 定めるものは、次に掲げるものであっ て公的医療機関以外のものとする。
  - (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第 4条第1項に規定する地域医療支援 病院(次号に掲げる病院を除く。)
  - (2) 災害拠点病院又はへき地医療拠点 病院として知事が指定する病院
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める病院
  - (4) 公衆衛生に関する事務を分掌する 栃木県行政組織規程(昭和39年栃木 県規則第27号)第3条に規定する本 庁又は同規則第4条第1項に規定す る出先機関

(申請の手続)

- 第3条 条例第6条第1項の規定による申請は、知事が別に定める期間内に、修学資金等貸与申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、栃木県医師修学資金の申請にあっては第4号及び第5号に掲げる書類を、栃木県医師研修資金の申請にあっては第2号に掲げる書類を、それぞれ、添付することを要しない。
  - (1) 誓約書(別記様式第2号)
  - (2) 推薦調書(別記様式第3号)
  - (3) 身上調書(別記様式第4号)
  - (4) 医師免許証の写し
  - (5) 臨床研修(条例第2条第2号に規 定する臨床研修をいう。以下同じ。) を受けていることを証する書類 (保証人)
- 第4条 条例第6条第1項に規定する保証人(以下「保証人」という。)は、独立の生計を営む成年の者2人とする。
- 2 借受者(条例第6条第3項に規定する借受者をいう。以下同じ。)は、保証人を変更するときは、保証人変更届(別記様式第5号)により、知事に届け出なければならない。

(貸与等の通知)

- 第5条 条例第6条第2項の規定による 貸与契約(以下「貸与契約」という。) の締結は、同条第1項の規定による申 請をした者に通知することにより行う ものとする。
- 2 知事は、条例第6条第1項の規定に よる申請があった場合において、貸与 することが適当でないと認めるときは、 その旨を当該申請をした者に通知する ものとする。

(修学資金等の交付)

第6条 栃木県医師修学資金又は栃木県 医師研修資金(以下「修学資金等」とい う。)は、3箇月分を一括して口座振替 の方法により交付する。ただし、条例第 3条第2項の規定により栃木県医師修 学資金を貸与するときその他特別な理 由があるときは、他の方法により交付 することができる。

(退学届出等)

- 第7条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該各号に掲げる届出書により知事に届け出なければならない。
  - (1) 退学し、休学し、又は停学の処分を 受けた場合 退学(休学・停学)届(別 記様式第6号)
  - (2) 臨床研修を中止又は休止した場合 臨床研修中止(休止)届(別記様式第 6号の2)
  - (3) 復学した場合 復学届(別記様式 第7号)
  - (4) 臨床研修に復帰した場合 臨床研 修復帰届(別記様式第7号の2)
  - (5) 借受者又は保証人の住所又は氏名 の変更があった場合 住所(氏名)変 更届(別記様式第8号)
- 2 借受者は、修学資金等の貸与を辞退 しようとするときは、修学資金等貸与 辞退届(別記様式第9号)を知事に提出 しなければならない。
- 3 保証人は、借受者が死亡したときは、 速やかに死亡届(別記様式第10号)にそ の事実を証する書類を添えて知事に提 出しなければならない。

(貸与契約の解除等の通知)

第8条 知事は、条例第8条第1項の規 定により貸与契約を解除したとき又は 同条第2項(同条第3項において準用 する場合を含む。以下この条において 同じ。)の規定により修学資金等の貸与 を休止したときは、その旨を借受者に 対して通知するものとする。同条第2 項の規定により修学資金等の貸与の休 止を受けた者が、復学し、又は臨床研修 に復帰したため、貸与を再開するとき も、同様とする。

(借用証書)

- 第9条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに修学資金等借用証書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。
  - (1) 条例第8条第1項の規定により貸 与契約を解除されたとき。
  - (2) 条例第6条第2項に規定する貸与 契約における貸与期間が満了したと き。

(返還等の猶予の申請)

- 第10条 借受者は、条例第10条の規定に より修学資金等の返還の債務及び利息 の支払の債務(以下「返還等債務」とい う。)の履行の猶予を受けようとする場 合は、猶予の事由が発生した日から10 日以内に、修学資金等返還等猶予申請 書(別記様式第12号)に、次の各号に掲 げる猶予の場合の区分に応じ、当該各 号に掲げる書類を添えて知事に提出し なければならない。
  - (1) 条 例 第 10 条 第 1 号 に 掲 げ る 場合 大学医学課程 (条例第 2 条第 5 号に規定する大学医学課程をいう。)に在学していることを証する書類
  - (2) 条例第10条第2号に掲げる場合 (県の職員として臨床研修を受けて いる場合を除く。) 臨床研修を受け ていることを証する書類
  - (3) 条例第10条第3号に掲げる場合 業務(同号に規定する業務をいう。第16条において同じ。)の従事に関する計画書
  - (4) 条例第10条第4号に掲げる場合 (県の職員として業務に従事した場 合を除く。) 業務に従事しているこ とを証する書類
  - (5) 条例第10条第5号に掲げる場合専門研修(条例第2条第3号に規定する専門研修をいう。以下同じ。)を受けていることを証する書類

- (6) 条例第10条第6号に掲げる場合修 学資金等を返還し、及び利息を支払 うことが困難であることを証する書 類
- 2 知事は、前項の規定による申請が あったときは、審査の上返還等債務の 履行の猶予の可否を決定し、当該申請 をした者に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第11条 条例第11条の規定により返還等 債務を免除する場合の業務(条例第3 条第1項又は第3項に係る借受者に あっては、同条第1項に定める業務に 限る。以下この条及び第17条において 同じ。)に従事した期間(条例第3条第 2項に係る借受者にあっては、当該従 事した期間に条例第10条第2号に定め る期間を加えた期間をいう。以下同じ。) の計算は、月数によるものとする。この 場合において、当該業務に従事した期 間中に休職又は停職の期間(業務上の 災害又は通勤による災害に起因する休 職の期間を除く。) があるときは、当該 業務に従事した期間から、当該休職又 は停職の期間の開始する日の属する月 の翌月から当該休職又は停職の期間の 終了する日の属する月までの月数を控 除するものとする。

(一部免除することができる返還等債 務の額)

- 第12条 条例第11条第2項の規定により 一部免除することができる返還等債務 の額は、第1号に掲げる額から第2号 に掲げる額を減じて得た額(当該額が 零を下回る場合には、零とする。)とす る。
  - (1) 返還等債務の総額
  - (2) 返還等債務の総額から、業務に従事した期間を修学資金等の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を返還等債務の総額に乗じて得た額を減じて得た額に、2分の3を乗じて得た額

(返還等の免除の申請)

- 第13条 借受者は、条例第11条の規定により返還等債務の免除を受けようとするときは、修学資金等返還等免除申請書(別記様式第13号)に、その事由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請が

あったときは、審査の上返還等債務の 免除の可否を決定し、当該申請をした 者に通知するものとする。

(書類の提出)

第14条 知事は、修学資金等の貸与の目的を達成するために必要があると認めるときは、借受者に対し、成績証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

(研修先変更届出等)

- 第15条 条例第10条第2号又は第5号の 規定により返還等債務の履行の猶予を 受けている者(県の職員として臨床研 修を受けている者を除く。)は、次の各 号のいずれかに該当するときは、速や かに当該各号に掲げる届出書等により 知事に届け出なければならない。
  - (1) 臨床研修又は専門研修の研修先を変更した場合(次号に該当する場合を除く。) 研修先変更届(別記様式 第14号)及び研修を受けていることを証する書類
  - (2) 臨床研修又は専門研修を中止し、 若しくは休止し、又は県外の医療機 関で受けることとなった場合 研修 中止等届 (別記様式第15号)

(就業届出等)

- 第16条 条例第10条第3号の規定により 返還等債務の履行の猶予を受けている 者(以下「第3号猶予者」という。)は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 速やかに当該各号に掲げる届出書等に より知事に届け出なければならない。
  - (1) 業務に従事した場合 就業届(別 記様式第16号)及び従事しているこ とを証する書類
  - (2) 業務の従事先を変更した場合 業 務従事先変更届(別記様式第17号)及 び従事していることを証する書類
- 2 第3号猶予者は、第10条第3号に掲 げる業務の従事に関する計画書に記載 された事項を変更したときは、速やか に、変更後の業務の従事に関する計画 書を知事に提出しなければならない。 (離職届出)
- 第17条 条例第10条第3号又は第4号の 規定により返還等債務の履行の猶予を 受けている者は、業務に従事しなく なったときは、速やかに離職届(別記様 式第18号)により知事に届け出なけれ ばならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、 修学資金等の貸与に関し必要な事項は、 知事が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成18年1月1日から 施行する。
- 2 栃木県保健所等医師修学資金貸与条 例施行規則(昭和41年栃木県規則第34 号)は、廃止する。

**附 則**(平成19年規則第9号) この規則は、平成19年4月1日から施 行する。

**附 則**(平成19年規則第61号) この規則は、平成19年11月1日から施 行する。

附 則 (平成21年規則第44号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成22年規則第10号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年規則第22号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から 施行する。
- 2 改正後の栃木県医師研修資金等貸与 条例施行規則の規定は、この規則の施 行の日以後に栃木県医師研修資金等貸 与条例の一部を改正する条例(平成25 年栃木県条例第41号。以下「改正条例」 という。) による改正後の栃木県医師修 学資金貸与条例(平成17年栃木県条例 第83号) の規定により栃木県医師修学 資金を貸与する旨の契約を結んだ者に ついて適用し、同日前に改正条例によ る改正前の栃木県医師研修資金等貸与 条例の規定により栃木県医師研修資金 を貸与する旨の契約を結んだ者及び同 条例の規定により栃木県医師修学資金 を貸与する旨の契約を結んだ者につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成28年規則第37号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から 施行する。
- 2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成28年栃木県条例第28号。以下「改正条例」という。)による改正後の栃木県医師修学資金貸与条例(平成17年栃木県条例第83号)の規定により栃木県医師修学資金

とができる。

を貸与する旨の契約を結んだ者について適用し、同日前に改正条例による改正前の栃木県医師修学資金貸与条例の規定により栃木県医師修学資金を貸与する旨の契約を結んだ者については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年規則第28号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から 施行する。
- 2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条 例施行規則の規定は、この規則の施行 の日以後に栃木県医師修学資金貸与条 例の一部を改正する条例(平成30年栃 木県条例第15号。以下「改正条例」とい う。)による改正後の栃木県医師修学資 金貸与条例(平成17年栃木県条例第83 号)の規定により栃木県医師修学資金 を貸与する旨の契約を結んだ者について で適用し、同日前に改正条例による改 正前の栃木県医師修学資金を貸与 まり栃木県医師修学資金を貸与 する旨の契約を結んだ者については、 なお従前の例による。

附 則 (令和3年規則第67号) この規則は、令和4年4月1日から施 行する。

附 則(令和6年規則第21号)(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から 施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木県医師修学資金貸与条 例施行規則の規定は、この規則の施行 の日以後に栃木県医師修学資金貸与条 例の一部を改正する条例(令和6年栃 木県条例第12号。以下「改正条例」とい う。) による改正後の栃木県医師修学資 金等貸与条例(平成17年栃木県条例第 83号) の規定により栃木県医師修学資 金を貸与する旨の契約を結んだ者及び 同条例の規定により栃木県医師研修資 金を貸与する旨の契約を結んだ者につ いて適用し、同日前に改正条例による 改正前の栃木県医師修学資金貸与条例 の規定により栃木県医師修学資金を貸 与する旨の契約を結んだ者については、 なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の栃 木県医師修学資金貸与条例施行規則の 規定に基づいて調製した諸用紙は、当 分の間、所要の補正をして使用するこ

			修学資金等	<b>幹貸与申</b>	請書			
						年	月	日
ħ	栃木県知事	様						
				住所				
				氏名				
	栃木県医師修学資 第6条第1項の規					木県医師修学資	資金等質	貸与条
1	貸与を申請する				<sup>-</sup> るものを○で囲	むこと。)		
_	<ol> <li>大学医学課程</li> <li>知事が指定す</li> </ol>			資金				
		る大字医字課程	と対象とする	栃木県医	師修学資金			
(,	3) 栃木県医師研		と対象とする	栃木県医	師修学資金			
2	3) 栃木県医師研			栃木県医	師修学資金 円 円			
	3) 栃木県医師研	修資金 月額(年額)			円	年度分)		
2	3) 栃木県医師研 貸与申請額	修資金 月額(年額) 入学金に相当	iする額	年	円 円	年度分)		
2	<ul><li>3) 栃木県医師研貸与申請額</li><li>貸与申請期間</li></ul>	修資金 月額(年額) 入学金に相当 年 口座番号	áする額 月から	年	円 円 月まで(	年度分)		
2	<ul><li>3) 栃木県医師研貸与申請額</li><li>貸与申請期間</li></ul>	修資金 月額(年額) 入学金に相当 年	áする額 月から	年	円 円 月まで(	年度分)		
2	<ul><li>3) 栃木県医師研貸与申請額</li><li>貸与申請期間</li></ul>	修資金 月額(年額) 入学金に相当 年 ロ座番号 (フリ座名義人	áする額 月から	年	円 円 月まで(	年度分)		
3 4	<ul><li>(3) 栃木県医師研貸与申請額</li><li>(資与申請期間</li><li>振込口座番号</li></ul>	修資金 月額(年額) 入学金に相当 年 ロック ロック 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	áする額 月から 銀行	年	円 円 月まで(	年度分)		

#### 誓 約 書

私は、修学資金<del>(研修資金)</del>の貸与を受けるに当たり、学生<del>(医師)</del>としての本分を尽くすとともに、栃木県医師修学資金等貸与条例(以下「条例」という。)及び栃木県医師修学資金等貸与条例施行規則(以下「規則」という。)の規定並びに修学資金等貸与申請書に記載した事項を遵守することを誓約します。

なお、条例及び規則の規定並びに修学資金等貸与申請書に記載した事項に違反した場合には、貸与 契約を解除されても異議ありません。

年 月 日

栃木県知事様

(申請者) 住所

氏名

年 月 日生

私どもは、上記申請者の保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を 連帯して負担します。

(保証人) 住所

氏名

申請者との関係

電話番号

年 月 日生

(EJ)

(保証人) 住所

氏名

申請者との関係

電話番号

年 月 日生

別記様式第3号	(第3条関係)								
		推	薦	調	書				
			学部学生5						
	栃木県医師修学資金 とがふさわしい者と				項(第2項	頁)の規定に	こ該当し、	修学資	資金の
							年	月	日
栃木県知事	様								
			大学原	听在地					
			大学纪	Ż					
			学長日	氏名					
			電話者	番号					

## 身 上 調 書

年 月 日現在

	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名		生年月日	年 月 日
写真貼付	現住所			
	連絡先	電話番号:		
		E-mail:		

1			
年号	年	月	学歴・勤務歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。

## 別記様式第5号(第4条関係)

	保証人変更届			
		年	月	日
栃木県知事	様			
	貸与決定番号 住所 氏名 電話番号			
次のとおり	<b>呆証人を変更するので届け出ます。</b>			
1 新保証人	住所 氏名 職業 生年月日 年 月 日生( 歳) 本人との関係 電話番号			
2 旧保証人日	<b>氏</b> 名			
3 変更の理E	自			
	連帯保証書			
		年	月	日
栃木県知事	様			
	新保証人住所新保証人氏名			(FI)
栃木県医師値でその債務を負	多学資金 <del>(栃木県医師研修資金)</del> については、借受者 負担します。		と連	連帯し

## 別記様式第6号(第7条関係)

退学(休学・停学)届												
		年 月 日										
栃木県知事	様											
		大学名 貸与決定番号 住所 氏名 電話番号										
次のとおり退学した(休学した・停学の処分を受けた)ので届け出ます。												
1 退学(休学・停学)	年月日	年 月 日										
2 理由												
3 既借受け期間及び金	<b>注</b> 額 合計	年 月から 年 月まで( 箇月分) - 円借受け										
上記のとおり退学した	上記のとおり退学した(休学した・停学の処分を受けた)ことを証明します。 年月日											
		大学所在地										
		大学名										
		学長氏名										

## 別記様式第7号(第7条関係)

		復	学	届			
					年	月	日
栃木県知事	様						
			大学名 貸与決 住所 氏名 電話番	定番号			
年 月	日から復生	学したので	届け出ます				
上記のとおり復学	したことを証明	明します。					
					年	月	日
		-	大学所在地				
		7	大学名				
		<u> </u>	学長氏名				Ø

別記	様式第8号(第7条関係)			
	住所 (氏名) 変更届			
		年	月	日
<b>∤</b>	栃木県知事 様			
	貸与決定番号 住所 氏名 電話番号			
ì	欠のとおり住所(氏名)を変更したので届け出ます。			
1	変更のあった者の氏名			
2	新住所			
	新氏名			
3	旧住所			
	旧氏名			
4	変更理由			
5	変更年月日			

			修学資	金等貸与	锌退届				
							年	月	
							+	Л	
板	<b>活木県知事</b> 様								
				大学—	研修病院)	Ä			
				貸与決	定番号				
				住所					
				氏名					
				電話番	号				
				保証人	住所				
				氏名					
				電話番	号				
				保証人	住所				
				氏名	П				
				電話番	亏				
次	てのとおり修学資金 <del>(研修資</del>	<del>資金)</del> の貸	与を辞	退したいの	で届け出まっ	r.			
	辞退時期		年	月から					
	ht 55-47 201			7176					
	理由								
	既借受け期間及び金額	∧ <b>⇒</b> 1	年	月から		月まで(	箇月久	分)	
		合計			円借受け				
		<b>—</b>							
		<b>-</b>							

## 別記様式第10号(第7条関係)

			死		亡	届			
							年	月	日
<b>1</b>	栃木県知事	様							
					保証人住 氏名 電話番号				
ì	次のとおり借受者が	。 死亡したの <sup>、</sup>	で届け出	ます。					
1	借受者氏名								
2	死亡年月日	年	月	日					
3	大学 (研修病院)	-名							

#### 別記様式第11号(第9条関係)

収入印紙 貼 付 修学資金等借用証書 年 月 日 栃木県知事 様 貸与決定番号 住所 氏名 電話番号 保証人住所 氏名 (EII)

保証人住所

(EII)

電話番号

氏名

電話番号

栃木県医師修学資金等貸与条例に基づき、下記金額を借用しました。

借受け期間	(	年年	月から 月から	•	月まで 月までを除く。)
借用金額			円		

#### 記入上の注意

- 1 借用金額が、100万円を超え500万円以下のときは2,000円、500万円を超え1千万円以下のときは 1万円、1千万円を超え5千万円以下のときは2万円の収入印紙を貼付し、消印すること。
- 2 消印は、本人及び連帯保証人2名の計3名の印で行うこと。

修学資金等返還等猶予申請書

年 月 日

栃木県知事様

貸与決定番号 住所

氏名

電話番号

栃木県医師修学資金等貸与条例第10条の規定により、次のとおり修学資金<del>(研修資金)</del>の返還の債務及び利息の支払の債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

借	用	金	額					l	円								
借受	<b>5</b> 1,4	期	間			年	,	月から			年		月ま	で			
TE >	受け期		[H]	(		年	,	月から			年		月ま	でを除	< 。)		
	猶		予						円	希	望	す	る			年	月から
	申	請	額					ı	Γ1	猶	予	期	間			年	月まで
猶予申請の内容	猶の	予 申 理	請由														
大学	期			間			就			業			場	<u>=</u>		所	
· 卒 業			左	F.	月かり	ò											
<del>*</del> <del>*</del> <del>*</del> <del>*</del> <del>*</del> <del>*</del> *			左	F	月ま	で											
修修			白	F	月かり	ò											
大学卒業-(研修修了)-後の状況			名	Ę.	月ま	で											

修学資金等返還等免除申請書

年 月 日

栃木県知事様

貸与決定番号

住所

氏名

電話番号

栃木県医師修学資金等貸与条例第11条の規定により、次のとおり修学資金<del>(研修資金)</del>の返還の債務及び利息の支払の債務の免除を受けたいので申請します。

借	用	金	額				円				
借号	<del>4</del> , 14	- 期	間		年	月	から	年	月まで		
18 3	告受け期間 (年					月	から	年	月までを除く。)		
	免		除				円				
	申	請	額				П				
免除申請の内容	免の	除 申 理	請由								
大学	期				間		就	業	場	所	
卒業			年	Ē.	月から						
*-			年	Ē.	月まで						
修修			年	Ē.	月から						
修了			年	E.	月まで						
大学卒業-(研修修了)-後の状況											

## <お問い合わせ先> 栃木県 保健福祉部 医療政策課 地域医療担当 医師養成チーム (とちぎ地域医療支援センター) 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL: 028-623-3145 FAX: 028-623-3131 E-mail: tic@pref.tochigi.lg.jp